地域おこし協力隊通信

こんにちは！わたくし菅大智は、
地域おこし協力隊を卒業します！

最上町の皆様へ――心からの感謝を込めて

秋の深まりを感じる今日この頃、皆様いかがお過ごしでしょうか。この度、地域おこし協力隊としての任期満了を迎え、感謝の言葉をお伝えしたく筆を取ります。

私の生まれ故郷である最上町に約20年ぶりのUターンを果たし、この地で数々の活動をさせていただきました。町民の皆様と関わる中で、ふるさとを新たな視点で見つめ直し、多くの発見に恵まれた貴重な日々でした。また、皆様との触れ合いが、私の内面に豊かな気づきを与えてくれました。

活動の後期には、以前スポーツ業界で仕事をしていたこともあり、その経験を活かし、中学生の部活動サポートをさせていただく機会を得ました。指導者として臨む立場ではありましたが、むしろ生徒たちの一生懸命な姿勢や純粋さに触れ、私自身が教えられ刺激を受ける日々となりました。温かく迎え入れてくださった生徒たちや保護者の皆様、監督やコーチの方々に心より感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

生徒たちには、これからも「夢中になれることの大切さ」を胸に抱き、心身ともに健やかに成長していってほしいと願っています。その歩みが未来につながることを信じています。

さて、私自身の今後についてですが、任期満了後、海外でバスケットボールのコーチとして活動することが決まりました。最上町で部活動サポートをさせていただいた経験がきっかけとなり、夢への道が拓かれました。これまでに培ってきた経験をいかし、どこまで挑戦できるか自分自身を試してみたいと思います。

最後になりますが、改めて最上町の皆様には多大なるご支援と温かいご協力を賜り、心より御礼申し上げます。この地で皆様と過ごした時間は、私にとってかけがえのない宝です。またいつかお会いできる日を楽しみにしております。

心からの感謝とともに――。

集落支援員だより

祭りがつなぐ地域の心、大堀秋まつりの素晴らしさ

大堀地区集落支援員　石山　薫

第75回大堀秋まつりが9月13日と14日に大堀地区で開催されました。地域の方々は毎日一生懸命に祭りの準備に取り組み、山車作りやお囃子（はやし）の練習、打ち合わせを重ねてきました。13日の前夜祭はあいにくの雨に見舞われましたが、地域の皆さんが力を合わせて出店の出品や花火の打ち上げを行い、大変盛り上がりました。翌14日の本祭りは晴天に恵まれ、厳かな神事から始まりました。

その後、おみこしやパレードが行われ、午後からのステージショーではパフォーマンスやダンス、餅まき、カラオケなど、多彩なイベントが繰り広げられました。参加した皆さんは笑顔に包まれ、地域全体が一体感に満ちていました。

今回の祭りを通じて感じたのは、祭りそのものの素晴らしさだけでなく、準備の過程で生まれる人と人との関わりの重要性です。地域づくり研修で講師から学んだ「祭りは人と人との接着剤」という言葉を思い出し、今回のお祭りがまさにその役割を果たしていると実感しました。顔の見える関係が築かれることで、地域の絆がより深まります。

今回の大堀秋まつりは、地域の人々を強力に結び付けた接着剤となった、意義深いイベントだったと感じます。

白川端集落の山車

大堀集落の山車

令和８年度　保育所等入所児募集

令和８年度、新たに保育所等に入所を希望する方は、申請が必要です。現在、幼児施設（あたごこども園・大堀保育所）に入所している方は、継続利用になるため申請は不要ですが、転園を希望する方は申請が必要です。必ず入所案内をご確認のうえ、申請してください。ご不明な点があれば、こども支援課までお問い合わせください。

〇申請期間　令和７年１０月２７日（月）～１１月２５日（火）
〇対象
・令和８年４月１日時点で最上町に住所を有する方
・未満児は、保護者が就労等により家庭で保育ができないと認められる方
〇書類の配布先　最上町教育委員会　こども支援課、各幼児施設
※申請書類は、上記配布先の他に１０月２７日から町公式ホームページでも閲覧とダウンロードが可能になります。
（町公式 HP：https://town.mogami.lg.jp）
〇書類の提出先　最上町教育委員会 こども支援課　（電話０２３３-４３-２２４７）
※郵送での申請は受け付けておりません。
〇募集施設

施設名	あたごこども園（☎43-2346）	大堀保育所（☎44-2804）
対象児童年齢	０歳児～（満８か月から受入可能）	１歳児～

※令和８年４月１日現在の年齢です。
※0歳児については、育児休業等の取得により利用可能時期が異なります。４～５月に利用可能月齢に達しない、または、育児休業が終わらない未満児の場合は、入所希望月の約２カ月前からの受付となります。
詳細は、こども支援課にお問い合わせください。
〇お問い合わせ先　こども支援課　43-2247

『令和７年分』社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』を送付します

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。（その年の１月１日から12月31日までに納付した保険料が対象です。）

社会保険料控除の適用を受けるためには、年末調整や確定申告の際に『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』（又は領収証書）を添付する必要があります。

◇◇◇下記のスケジュールで対象者宛てに送付します◇◇◇

	対象者	送付方法	送付時期
①	令和７年１月１日から令和７年９月30日までの間に国民年金保険料を納付された方	電子送付	令和７年10月中旬から下旬にかけて順次
		郵送	令和７年10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	令和７年10月１日から令和７年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方（①の対象者は除きます）	電子送付	令和８年１月下旬
		郵送	令和８年２月上旬

※『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』は e-Tax で利用できる電子版の送付も行っています。
郵送よりも早く受け取ることができ、簡単に確定申告を行えます。

〇お問合せ　日本年機構 HP(https://www.nenkin.go.jp/) 又は年金加入者ダイヤル
（ナビダイヤル）0570-05-1165、050 から始まる電話の場合、03-6700-1165
〇受付時間　・月～金曜日　午前８時30分～午後７時　・第２土曜日　午前９時30分～午後４時
※土日、祝日（第２土曜日を除く）、12月29日～１月３日は利用できません。